

令和4年第2回定例会12月議会提出議案概要書

議 案 目 録

- 議案第 8 4 号 あかしジェンダー平等の推進に関する条例制定のこと
- 〃 第 8 5 号 明石市個人情報保護法施行条例制定のこと
- 〃 第 8 6 号 明石市市民参画条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 8 7 号 明石市議会議員及び明石市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 8 8 号 明石市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 8 9 号 明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 9 0 号 明石市特別職の職員の給与に関する条例及び明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 9 1 号 明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 9 2 号 明石市立高齢者ふれあいの里条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 9 3 号 令和 4 年度明石市一般会計補正予算（第 7 号）
- 〃 第 9 4 号 令和 4 年度明石市一般会計補正予算（第 8 号）
- 〃 第 9 5 号 令和 4 年度明石市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 9 6 号 令和 4 年度明石市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 9 7 号 令和 4 年度明石市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 9 8 号 明石市立総合福祉センターに係る指定管理者の指定のこと
- 〃 第 9 9 号 ふれあいプラザあかし西及び明石市立高齢者ふれあいの里に係る指定管理者の指定のこと
- 〃 第 1 0 0 号 明石市立木の根学園ひまわり工房、明石市立木の根学園たんぽぽ工房及び明石市立木の根学園短期入所施設に係る指定管理者の指定のこと
- 〃 第 1 0 1 号 明石市立勤労福祉会館及び明石市立中高年齢労働者福祉センターに係る指定管理者の指定のこと
- 〃 第 1 0 2 号 明石市生涯学習センター及びあかし男女共同参画センタ

- 一に係る指定管理者の指定のこと
- 〃 第103号 明石市公設地方卸売市場に係る指定管理者の指定のこと
- 〃 第104号 大蔵海岸海峡広場、大蔵海岸駐車場、大蔵海岸公園及び明石市立大蔵海岸多目的広場に係る指定管理者の指定のこと
- 〃 第105号 石ヶ谷公園ほか都市公園に係る指定管理者の指定のこと
- 〃 第106号 指定管理者の指定に係る議決事項一部変更のこと
- 〃 第107号 地方独立行政法人明石市立市民病院第4期中期目標制定のこと
- 報告第24号 令和3年度明石市一般会計歳入歳出決算不認定に係る措置の報告のこと
- 〃 第25号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

1 要 旨

性別等による不平等がなく、市民それぞれが自分の意思で生き方を選ぶことができるようにし、もってすべての人が個性及び能力を十分に発揮することができるジェンダー平等社会を実現するための指針として、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) ジェンダー平等の実現に当たっての基本理念、市の責務並びに市民及び事業者の役割について規定

(2) ハラスメント、性暴力その他の性別等に起因する権利侵害の禁止について規定

(3) 意思決定過程におけるジェンダー平等の推進に向けた基本的施策

市組織、審議会等、協働のまちづくり推進組織等のあらゆる場において、性別等にかかわらず多様な人が意思決定過程に参画できるようにするための施策を推進する。

ア 市組織

(ア) 市長が任命権を有する特別職の選任等に当たっては、男女同数となるよう努める。

(イ) 職員の採用に当たっては、多様な人材が採用試験等を受けられるよう施策を講じる。

(ウ) 管理監督職への昇任に当たっては、多様な職員が昇任を希望できるよう職場環境の整備を行うとともに、能力の実証に基づいた上で、性別比に偏りが生じないよう配慮を行う。

イ 審議会等

委員の選任に当たり、性別比に偏りが生じないよう配慮するなど多様な委員構成となるよう努める。

ウ 協働のまちづくり推進組織

多様な人材が意思決定過程に参画できるよう支援等を行う。

エ その他

防災及び災害対応の分野、教育分野、家庭生活、社会生活等における意思決定過程のジェンダー平等を推進するための施策を行う。

(4) その他ジェンダー平等の推進に向けた基本的施策について規定

(5) ジェンダー平等施策の推進体制の整備等について規定

3 施行期日

令和5年4月1日

1 要 旨

国、地方公共団体及び民間事業者の個人情報保護制度を一元化するため、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）が地方公共団体に適用されるようになることに伴い、法の施行に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 市独自の開示情報

個人情報の開示請求が行われた際、法は当該個人情報に含まれる公務員の氏名を不開示としているが、明石市情報公開条例との整合を図るため、本市においては開示することとする（現行の運用を継続）。

(2) 開示請求に係る費用

手数料は無料とし、文書等の写しを交付する場合は、コピー料金等の実費を徴収する（現行の運用を継続）。

(3) 開示決定等の期限

原則として、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に決定する（現行の運用を継続）。

(4) 明石市個人情報保護審議会

市の機関は、個人情報の適正な取扱いのために専門的な意見を聴くことが特に必要と認めるときに、明石市個人情報保護審議会に諮問することができることとする。

(5) 明石市個人情報保護条例の廃止

明石市個人情報保護条例を廃止し、当該条例を引用している次の条例の引用元を法に改める。

ア 明石市法令遵守の推進等に関する条例

イ 明石市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

ウ 明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例

3 施行期日

令和5年4月1日

1 要 旨

審議会等におけるジェンダー平等を推進するとともに、障害者をはじめとする多様な市民の審議会等への参画を推進しようとするもの。

2 内 容

審議会等の委員の選任に係る基準を次のとおり改正する。

- (1) 審議会等の委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の4割（現行は3割）を下回らないようにする。
- (2) 委員の選任に当たり、選任される者の多様性に配慮することを追加する。
- (3) 障害者の市政への参画機会を保障するため、審議会等の委員の10人ごとに1人以上は、障害者の委員とする。

3 施行期日

令和5年4月1日

1 要 旨

公職選挙法施行令の一部改正により、国会議員の選挙運動に係る公費負担限度額が引き上げられたことに伴い、明石市議会議員及び明石市長の選挙運動に係る公費負担限度額をこれらに準じ改定しようとするもの。

2 内 容

(1) 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担限度額の引上げ

ア 自動車の借入費（1日当たり）

（現行） 15,800円 → （改正） 16,100円

イ 自動車の燃料費（1日当たり）

（現行） 7,560円 → （改正） 7,700円

(2) 選挙運動用ポスター1枚当たりの作成費の公費負担限度額の引上げ

ポスター掲示場の数が500を超える場合（参考：令和4年11月現在 市内527か所）

（現行） $\{ \underline{27円50銭} \times (\text{ポスター掲示場の数} - 500) + \underline{573,030円} \} \div \text{ポスター掲示場の数}$

（改正） $\{ \underline{28円35銭} \times (\text{ポスター掲示場の数} - 500) + \underline{586,905円} \} \div \text{ポスター掲示場の数}$

(3) 選挙運動用ビラ1枚当たりの作成費の公費負担限度額の引上げ

（現行） 7円51銭 → （改正） 7円73銭

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年年齢を段階的に65歳まで引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制の導入、60歳に達した職員の給料月額の引下げその他の定年引上げを踏まえた各種の措置を講じようとするもの。

2 内 容

(1) 改正する条例

明石市職員の定年等に関する条例その他16条例

(2) 廃止する条例

明石市職員の再任用に関する条例

(3) 職員の定年年齢の段階的引上げ

期 間	定年年齢
令和 5年度 ～ 令和 6年度	61歳
令和 7年度 ～ 令和 8年度	62歳
令和 9年度 ～ 令和10年度	63歳
令和11年度 ～ 令和12年度	64歳
令和13年度 ～	65歳

※医師である職員の定年年齢は、現行の65歳を継続

(4) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

60歳に達した管理監督職を占める職員を、原則として、翌年度の4月1日までの間に管理監督職以外の職に降任させることとする。

(5) 60歳に達した職員の給料の減額

60歳に達した職員の翌年度以降の給料月額を、原則として、その職務及び号給に応じた額の7割の額とする。

(6) 定年前再任用短時間勤務制度の導入

60歳に達した日以後に退職した職員を、その者の定年退職日に相当する日までの間、短時間勤務の職に採用できることとする。

(7) 暫定再任用制度の導入

現行の再任用制度を廃止するとともに、定年年齢の引上げ期間中（令和13年度末まで）は、定年年齢から65歳までの年齢にある職員が、現行の再任用制度と同様の措置を受けられる暫定再任用制度を導入する。

(8) その他定年年齢の引上げに伴う所要の整備

3 施行期日

令和5年4月1日

1 要 旨

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、本市一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給率を引き上げようとするもの。

2 内 容

(1) 給料表の改定

若年層を中心に職員の給料水準を平均0.3%引き上げる。

(2) 勤勉手当の支給率の改定（100分の10の引上げ）

ア 令和4年度12月期

（現行）100分の95 → （改正）100分の105

〔再任用職員（現行）100分の45 → （改正）100分の50〕

イ 令和5年度6月期以降

（現行）100分の105 → （改正）100分の100

〔再任用職員（現行）100分の50 → （改正）100分の47.5〕

(3) その他所要の整備

3 施行期日

公布の日から施行し、2の(1)は令和4年4月1日から、2の(2)アは令和4年12月1日から適用する。ただし、2の(2)イ及び(3)は、令和5年4月1日から施行する。

1 要 旨

人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員の給与改定の取扱いに準じて、本市の特別職の職員及び公営企業管理者の期末手当の支給率を引き上げようとするもの。

2 内 容

期末手当の支給率の改定（100分の10の引上げ）

(1) 令和4年度12月期

(現行) 100分の212.5 → (改正) 100分の222.5

(2) 令和5年度6月期以降

(現行) 100分の222.5 → (改正) 100分の217.5

3 施行期日

公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。ただし、2の(2)は、令和5年4月1日から施行する。

1 要 旨

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い新たに創設された事務に係る手数料を新設するとともに、関係省令の一部改正に伴い廃止された事務に係る手数料を廃止しようとするもの。

2 内 容

(1) 長期優良住宅の計画認定に係る対象の拡充に伴う手数料の新設

法の一部改正に伴い、長期優良住宅の計画認定に係る対象が既存住宅に拡充されたことから、当該計画認定に対する審査事務手数料を新設する。

認定対象	改 正	現 行
新築住宅	○	
増改築住宅	○	
既存住宅※	○（新設）	×

※手数料は、増改築住宅に係る計画認定と同額で設定する。

(2) 低炭素建築物の計画認定に係る対象の変更に伴う手数料の廃止

関係省令の一部改正に伴い、共同住宅等の住戸が低炭素建築物の計画認定の対象外となったことから、当該計画認定に対する審査事務手数料を廃止する。

認定対象	改 正	現 行
共同住宅等	建築物全体	○
	住戸	×

(3) 引用法令の条項移動に伴う規定の整備等

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

高齢者ふれあいの里を、子どもから高齢者まで多世代にわたり利用でき、その交流を促進するとともに市民の健康福祉の増進を図るための施設へと変更しようとするもの。

2 内 容

(1) 名称の変更

改 正	現 行
ふれあいの里中崎	高齢者ふれあいの里中崎
ふれあいの里大久保	高齢者ふれあいの里大久保
ふれあいの里魚住	高齢者ふれあいの里魚住
ふれあいの里二見	高齢者ふれあいの里二見

(2) 実施事業の拡充

高齢者のみならず、多世代にわたる市民を対象とした事業を実施する。

ア 市民の健康づくりに関すること。

イ レクリエーション活動その他市民の交流の機会の提供

ウ 市民の福祉活動、保健活動等の支援及びこれらの活動の交流のための施設の提供

(3) 施設の使用者の範囲の拡大

(現行) 市内に住所を有する 60 歳以上の者

(改正) 市内に住所を有する者

(4) 施設の使用料については、原則として利用者に 18 歳未満の者又は 60 歳以上の者が含まれている場合等は無料とする。

(5) その他所要の整備

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

今回の補正は、歳出で、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するため、3割おトク商品券発行経費を追加するとともに、歳入では、国庫支出金を追加するもの。

[補正額 435,000 千円 補正後 130,206,585 千円]

歳 入

国庫支出金 435,000 千円 総務費国庫補助金 435,000 千円
(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)

歳 出

物件費 435,000 千円 3割おトク商品券事業費 435,000 千円
(プレミアム付商品券(紙・デジタル)の発行経費)

今回の補正は、歳出で、出産・子育て応援給付金給付事業費をはじめ、電気料金等の値上げに伴う光熱費や社会福祉施設等への物価高騰対策補助事業費、障害児通所支援事業費、交通安全施設整備事業費などの追加を行うとともに、歳入では、繰入金、国庫支出金等を追加するもの。

また、併せて、おむつ定期便事業、最終処分場包括管理業務委託に係るもののほか、新年度開始前に一般競争入札方式等により入札手続を行うものなどについて、債務負担行為を追加等するもの。

〔 補正額 1,625,750 千円 補正後 131,832,335 千円 〕

歳 入

国庫支出金	693,874 千円	民生費国庫補助金	263,000 千円
		民生費国庫負担金	180,000 千円
		総務費国庫補助金 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	140,874 千円
		土木費国庫補助金	110,000 千円
県支出金	155,500 千円	民生費県負担金	90,000 千円
		民生費県補助金	65,500 千円
寄附金	1,000 千円	総務費寄附金	1,000 千円
繰入金	625,376 千円	財政基金繰入金	624,376 千円
		企業版ふるさと納税 地方創生基金繰入金	1,000 千円
市債	150,000 千円	土木債	120,000 千円
		教育債	30,000 千円

歳 出

扶 助 費	761,000 千円	出産・子育て応援 給付金給付事業費 (妊娠・出産時に計10万円を給付する事業費の追加)	394,000 千円
		障害児通所支援事業費 (サービス利用者の増加に伴う通所給付費の追加)	360,000 千円
		高齢者肺炎球菌 予防接種助成事業費 (接種者数の増加に伴う助成費用の追加)	4,000 千円
		中学校就学援助事業費 (入学準備費の支給単価引き上げに伴う経費の追加)	3,000 千円
物 件 費	459,400 千円	電力高騰等対策事業費 (電気料金等の値上げに伴う光熱費の追加)	422,000 千円
		学校情報通信機器運用事業費 (児童生徒数の増加に伴うタブレット端末の購入)	36,400 千円
		幼稚園管理運営事業費 (公立幼稚園絵本室の蔵書更新にかかる経費の追加)	1,000 千円
投 資 的 経 費	260,000 千円	交通安全施設整備事業費 (南畑歩道橋新設工事にかかる経費の追加)	230,000 千円
		市有施設包括管理事業費 (特別支援学級増級対応経費等の追加)	30,000 千円
補 助 費 等	144,350 千円	保育施設等支援事業費 (私立保育所・幼稚園等への物価高騰対策支援)	60,000 千円
		介護サービス等支援事業費 (介護サービス事業者への物価高騰対策支援)	52,874 千円
		障害福祉サービス等支援事業費 (障害福祉サービス事業者への物価高騰対策支援)	27,000 千円
		交通政策事業費 (公共交通事業者へのコロナ禍対応支援経費の追加)	3,476 千円
		児童相談所運営事業費 (児童養護施設等への物価高騰対策支援)	1,000 千円
積 立 金	1,000 千円	ふるさと納税促進事業費 (企業版ふるさと納税の寄附に伴う基金への積立て)	1,000 千円

債務負担行為

追加分

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
天文科学館施設維持管理業務委託	54,003	R5
市税納税通知書製本及び封入封緘業務委託	14,200	
微小粒子状物質成分分析業務委託	6,800	
有害大気汚染物質等モニタリング業務委託	4,680	
水質監視分析検査業務委託	16,395	
最終処分場包括管理業務委託	358,000	R5～R9
収集事業課施設維持管理業務委託	2,970	R5
粗大ごみ戸別収集受付等業務委託	20,400	
おむつ定期便事業	600,000	R5～R9
公園内ごみ収集及び運搬処理業務委託	8,500	R5
公園樹木等維持管理業務委託	47,164	
不法占用物等除却業務委託	3,233	
道路等維持補修工事	257,000	
街路灯新設・維持補修工事	47,900	
道路除草業務委託	9,000	
道路維持補修事業清掃等業務委託	22,819	
区画線・道路標示新設補修工事	10,000	
道路反射鏡・道路標識新設補修工事	10,000	
安全防護柵新設補修工事	20,000	
道路舗装補修工事	120,000	
街路樹維持管理事業樹木剪定等業務委託	64,500	
南畑歩道橋新設工事	56,400	
砂浜等清掃業務委託	14,000	
海岸施設等ごみ収集運搬業務委託	5,400	
港湾環境美化市業清掃等業務委託	8,284	
河川美化市業清掃等業務委託	19,900	
排水路浚渫工事	30,000	
小学校給食調理業務委託	45,000	
学校園樹木害虫防除業務委託	5,000	
明石養護学校通学車両購入事業	44,000	
消防庁舎施設維持管理業務委託	4,670	

変更分

事 項	補正前		補正後	
	限度額 (千円)	期間 (年度)	限度額 (千円)	期間 (年度)
市長及び市議会議員選挙執行経費	53,200	R5	60,000	R5

今回の補正は、歳出で、保険給付費の介護予防サービス給付費等を追加する一方、地域密着型介護サービス等給付費を減額するもの。

〔 補正額 0 千円 補正後 25,416,610 千円 〕

歳 出

保 険 給 付 費	0 千円	地 域 密 着 型 介 護 サ ー ビ ス 等 給 付 費	△129,000 千円
		介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 給 付 費	70,000 千円
		介 護 予 防 住 宅 改 修 費	4,000 千円
		介 護 予 防 サ ー ビ ス 計 画 等 給 付 費	20,000 千円
		高 額 介 護 サ ー ビ ス 費	35,000 千円

今回の補正は、原油価格の高騰などによる電気料金の値上げに伴い、事業費用で、浄水場などにおける動力費を追加するもの。

また、併せて、新年度開始前に一般競争入札方式等により入札手続を行うものについて、債務負担行為の追加を行うもの。

事業費用

営業費用 150,000 千円 原水及び浄水費 150,000 千円

債務負担行為

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
水質検査業務委託	48,000	R5
施設維持管理業務委託	183,400	R5
源井設備水中ポンプ修繕	20,000	R5
水道配管維持管理業務	301,000	R5
配水管等補修工事	206,000	R5
水道メーター修繕	44,000	R5

今回の補正は、原油価格の高騰などによる電気料金の値上げに伴い、事業費用で、浄化センターなどにおける動力費を追加するもの。

また、併せて、新年度開始前に一般競争入札方式等により入札手続を行うものについて、債務負担行為の追加を行うもの。

事業費用

営業費用 170,000 千円 ポンプ場費 37,000 千円

処理場費 133,000 千円

債務負担行為

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
下水道各種施設維持管理及び取付管設置等工事	195,000	R5
浄化センター・ポンプ場維持管理業務委託	11,030	R5
浄化センター・ポンプ場処理施設浚渫工事	10,900	R5
汚泥運搬業務委託	72,000	R5
浚渫汚泥処分業務委託	14,300	R5

議案第 98 号
 議案第 105 号

明石市立総合福祉センター等に係る指定管理者の指定のこと

1 要 旨

明石市立総合福祉センター等の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 指定管理者に管理を行わせる施設及び指定管理者となる団体

議案	施 設	団 体
第 98 号	明石市立総合福祉センター	社会福祉法人明石市社会福祉協議会 理事長 野村 信一
第 99 号	ふれあいプラザあかし西及び明石市立高齢者ふれあいの里	ハートフルしんき (代表者) 神姫トラストホープ株式会社 代表取締役 切原 慎治
第 100 号	明石市立木の根学園ひまわり工房、明石市立木の根学園たんぽぽ工房及び明石市立木の根学園短期入所施設	社会福祉法人明桜会 理事長 日下 孝明
第 101 号	明石市立勤労福祉会館及び明石市立中高年齢労働者福祉センター	日本環境マネジメント株式会社 代表取締役 片山 安茂
第 102 号	明石市生涯学習センター及びあかし男女共同参画センター	一般財団法人明石コミュニティ創造協会 理事長 永野 潔
第 103 号	明石市公設地方卸売市場	株式会社明石卸売市場管理センター 代表取締役 安原 直樹
第 104 号	大蔵海岸海峡広場、大蔵海岸駐車場、大蔵海岸公園及び明石市立大蔵海岸多目的広場	神戸新聞事業社・兵庫県サッカー協会共同事業体 (代表者) 株式会社神戸新聞事業社 代表取締役 坂本 敬
第 105 号	石ヶ谷公園、明石海浜公園、魚住北公園、明石北わんぱく広場、高丘東公園、高丘西公園、西二見公園、西二見緑地、南二見東緑地及び南二見西緑地	しんきパーク&スポーツマネジメント共同事業体 (代表者) 神姫トラストホープ株式会社 代表取締役 切原 慎治

3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

1 要 旨

平成27年第2回定例会6月議会において議決を受けた明石市立文化博物館に係る指定管理者の指定について、今後の施設のあり方及び施設の管理業務のあり方につき、有識者と協議の上、検討を進めるため指定期間を延長したく、議会の議決を得た事項の一部を変更するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 内 容

指定期間の変更

(変更前) 平成28年4月1日から令和5年3月31日まで

(変更後) 平成28年4月1日から令和7年3月31日まで

(参考)

現指定管理者 小学館集英社プロダクション・鹿島建物共同事業体

1 要 旨

地方独立行政法人明石市立市民病院に指示する中期目標を定めることにつき、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 内 容

次に掲げる事項について具体的に定める。

(1) 中期目標の期間

2023年4月1日から2027年3月31日まで

(2) 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(4) 財務内容の改善に関する事項

1 要 旨

令和 3 年度明石市一般会計歳入歳出決算の不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたので、地方自治法第 2 3 3 条第 7 項の規定により報告するもの。

2 内 容

(1) 市民全員・飲食店サポート事業の専決処分について

市議会から、市が専決処分により市民全員・飲食店サポート事業（以下「サポート事業」という。）を実施したことは、経費削減を求めて議案を継続審査とした市議会の意思決定に反し、また、随意契約による配送委託先の決定などにより多額の税金が無駄になったとの指摘を受けた。

サポート事業は、新型コロナウイルス感染症の流行に苦しむ市民や事業者を早急に支援するため専決処分により予算措置し、実施したものであり、その実施にあたっては、令和 3 年 1 2 月議会において報告したとおり、配送に係る経費削減などその時点における最善の方法を検討し、必要な措置を講じている。

なお、サポート事業（第 2 弾）の実施にあたっては、世帯単位での配送や入札による配送委託先の決定などの経費削減策を講じている。

(2) あかし生活・地域経済応援キャンペーン事業の未実施について

市議会から、令和 3 年度予算にあかし生活・地域経済応援キャンペーン事業（以下「キャンペーン事業」という。）に係る費用が計上され、市議会が議決したにもかかわらず、当該事業が実施されなかったことは、議会軽視であり財政運営に疑義があるとの指摘を受けた。

本市では、新型コロナウイルス感染症対策として、令和 3 年度にサポート事業を実施するなど、全庁挙げて市民生活及び事業活動の支援に取り組んでおり、また、令和 4 年 1 月からは子育て世帯への臨時特

別給付金給付事業などの国県の経済対策も進められている。

キャンペーン事業については、感染拡大の状況やこれらの事業との重複をできる限り避け、効果的な経済対策とするため、予算を令和4年度へ繰り越したものである。

なお、令和4年度の事業は、兵庫県の補助金も活用できる3割おトク商品券事業の第2弾として、他の経済対策との重複を避け、9月から10月にかけて実施した。

(3) ふるさと納税寄附金の活用について

市議会から、令和3年度に「明石ダコの保護」に対して約4,300万円のふるさと納税寄附金をいただいたにもかかわらず、実際に活用された事業費は約180万円であったことから、令和2年度決算における市議会からの指摘を踏まえた見直しがされていないとの指摘を受けた。

約4,300万円の寄附金については、栽培漁業推進事業に約180万円を、水産一般振興事業に4,100万円を活用している。

また、令和4年9月議会に、産卵用タコつぼの追加投入に要する費用などに係る補正予算議案を提案し、市議会の議決を得た。これは、令和2年度決算における市議会からの指摘を受けたことと、約4,300万円の寄附をいただいたことを考慮した追加事業で、漁業関係者のご意見を賜りながら適切な時期に協力を得て実施する必要があったため、令和4年度の実施となったものである。また、応援プランの名称を「明石ダコの保護」から「豊かで安全な海づくりを応援」に見直すとともに、寄附金の活用方法についてホームページ等に明記した。

(4) 投資的経費の確保について

市議会から、インフラ施設の老朽化に対応するための投資的経費の確保は喫緊の課題であり、認識が足りないとの指摘を受けた。

インフラ施設等に関する投資的経費については、必要な事業を適宜適切に実施しているところであり、今後も、各分野における喫緊の課題の解決に向けて、毎年の予算編成において必要な予算措置を講じる。

1 要 旨

交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年11月10日専決処分したので、報告するもの。

2 内 容

- (1) 損害賠償額 金 281,600円
- (2) 相手方 明石市在住の個人
- (3) 事故の内容 令和4年8月17日明石市二見町福里34番地の22地先において、感染対策局あかし保健所保健予防課の職員が運転する本市所有の乗用車が方向転換のため後退した際、相手方住宅の敷地内にある門柱に接触し、損害を与えたもの。